

新潟県国民健康保険団体連合会

理事会議事録

令和 8 年 2 月 19 日

自治会館本館「301 会議室」

出席者 理事本人の出席 12名

|      |                  |       |
|------|------------------|-------|
| 理事長  | 刈羽村 長            | 品田 宏夫 |
| 副理事長 | 十日町市 長           | 関口 芳史 |
| 副理事長 | 佐渡市 長            | 渡辺 竜五 |
| 副理事長 | 阿賀野市 長           | 加藤 博幸 |
| 副理事長 | 湯沢町 長            | 田村 正幸 |
| 常務理事 |                  | 須貝 幸子 |
| 理事   | 柏崎市 長            | 櫻井 雅浩 |
| 理事   | 三条市 長            | 滝沢 亮  |
| 理事   | 魚沼市 長            | 内田 幹夫 |
| 理事   | 五泉市 長            | 田邊 正幸 |
| 理事   | 妙高市 長            | 城戸 陽二 |
| 理事   | 新潟県建築国民健康保険組合理事長 | 上野 喜浩 |

書面による出席 4名

|    |           |        |
|----|-----------|--------|
| 理事 | 新潟県福祉保健部長 | 中村 洋心  |
| 理事 | 田上町 長     | 佐野 恒雄  |
| 理事 | 津南町 長     | 桑原 悠   |
| 理事 | 新潟県医師会長   | 堂前 洋一郎 |

開会 午後2時30分

## 開 会 宣 言

田嶋総務課長補佐が開会宣言を行う。

## 理 事 長 挨拶

【新潟県国民健康保険団体連合会 品田理事長】

それでは、開会にあたり一言ご挨拶申し上げます。

本日は公務ご多忙にも関わらず、理事会にご出席いただき、誠にありがとうございます。

また、日頃から本会の事業運営につきまして、ご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、減少の一途を辿る日本の人口は、2008年をピークに減少に転じ、1990年には12.1%であった高齢化率は、2020年には28.6%、2050年には約37.1%に上昇すると見込まれています。一方、15歳から64歳の生産年齢人口は52.9%まで減少すると推計されています。

現役世代の数が大幅に減少することで、年金・医療・介護などの社会保障の財源が圧迫され、労働力不足などの社会経済的な課題が顕在化することが予測されます。

労働力不足においては、現時点においても各業界で懸案となっておりますが、自治体においてもマンパワーの確保が難しくなっている中、総務省の持続可能な地方行財政のあり方に関する研究会において、昨年6月に中間報告が公表され、課題や対応策が示されました。

この報告を基に、厚労省においても自治体の負担軽減に向け、国保連合会と国保中央会も参画し、国保連合会の役割を強化し、自治体支援の持続的なモデルの構築が検討されております。

国保の分野においては、国保連合会への委託を要望する業務について、厚労省から自治体に対し調査が実施され、特定健診の未受診者対策や第三者求償業務の要望が多かったとのことで、今後、国保連合会が受託できる事務範囲の明確化を整理するとしております。

本会といたしましても、国保のみならず、後期高齢者医療制度や介護保険制度等の業務を担っている団体として、各分野における保険者ニーズの把握に努め、引き続き保険者の事務負担軽減や、経費削減等に寄与できるよう検討を進めてまいりたいと考えております。

本日の理事会は、令和8年度の事業計画案及び当初予算案等についてご審議いただき、第159回通常総会へ提出するものであります。

後ほど、事務局より説明がありますので、ご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。挨拶といたします。

本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

## 出席理事数報告

それでは、議事に入ります前に、本日の理事会の出席者数をご報告申し上げます。

理事総数16名のうち、理事ご本人の出席12名、書面による出席4名、計16名であります。

よって、本会規約第37条により本理事会が成立しておりますことをご報告いたします。

続きまして、議長の選出であります。本会規約第35条では「理事長が議長を務める」とされておりますことから、これより先の議事進行につきましては、品田理事長にお願いいたします。それでは、品田理事長よろしく申し上げます。

# 議 事

## 【議長 品田刈羽村長】

それでは、早速ですが進めさせていただきます。

まず、議事に入る前に、本理事会の議事録署名理事の選出についてお諮りいたします。

差し支えなければ、私から指名させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声)

## 【議長 品田刈羽村長】

異議なしの声をいただきましたので、私から指名させていただきます。

三条市の滝沢市長さん、妙高市の城戸市長さんのお二人を指名させていただきます。よろしくお祈りいたします。

それでは、議事審議に入りますが、本日提出された議決事項の(1)と(2)の②、(4)から(7)の6議題につきましては、先の第159回通常総会に提出する議題となりますので、よろしくご審議、お願いします。

それでは、議決事項の(1)『役員補充選任の承認について』事務局から説明をお願いします。

## 【事務局 石井事務局長】

事務局長の石井です。

日頃より本会の事業運営にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。また、本日はお多忙のところ理事会にご出席いただき、誠にありがとうございます。

それでは議案の説明に入ります。資料が多いため、本日は概要説明資料にて進め、必要に応じ、机の上に置かれております事業ガイドも参照しながらご説明いたします。

初めに概要説明資料の1ページをお開きください。

本日の理事会は、議決事項9件、報告事項1件となっております。

続いて、2ページをお開きください。

議決事項の(1)『役員補充選任の承認について』ご説明します。

中川上越市長のご退任に伴い、県市長会から推薦のありました城戸妙高市長を、本会役員選任規程に基づき選任し、委嘱しましたのでご承認をお願いするものです。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いします。

**【 議長 品田刈羽村長 】**

只今、事務局から説明のありました議決事項の(1)につきまして、ご質問等がございましたら、ご発言願います。

(意見・質問等なし)

**【 議長 品田刈羽村長 】**

特段ないようでありますので、議決事項(1)について原案のとおり、先の通常総会に提出することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

**【 議長 品田刈羽村長 】**

異議なしと認めます。

それでは、新たに理事に就任され、本日出席されている城戸理事から一言頂戴したいと思いますので、よろしくお願いします。

**【 城戸理事 】**

中川上越市長の退任に伴いまして、理事に就任いたしました城戸でございます。

国保連合会の円滑な運営のために努めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

**【 議長 品田刈羽村長 】**

よろしくお願いします。

次に、議決事項の(2)『専決処分の承認について』事務局から説明をお願いします。

**【 事務局 石井事務局長 】**

続いて、議決事項(2)『専決処分の承認について』ご説明します。

今回の専決処分は、いずれも法改正や事務運営上の必要性により品田理事長から専決頂いたもので、本日はその承認をお願いするものです。

まず①規則の一部改正です。

令和7年10月1日施行の育児・介護休業法等改正に伴い、職員服務規則を含む4つの規則にて必要な改正を行ったものです。

次に②令和7年度各会計歳入歳出予算の補正です。

借用事務室（自治会館本館3階）を年度末に返還することに伴い、原状回復工事費を6つの特別会計の業務勘定で補正したものです。

次に、令和7年度から令和12年度に跨る「保険者NWに係る環境構築及び回線使用」の契約締結のため、総額約1億8,500万円の債務負担行為を、6つの特別会計の業務勘定で設定したものです。

また、第三者行為損害賠償求償事務にて、求償額が見込み額を上回り12月以降の支払不足が生じる見込みから、約1億5,500万円の補正を行ったものです。

以上が専決処分の内容です。ご審議をお願いいたします。

**【議長 品田刈羽村長】**

只今、事務局から説明のありました議決事項の(2)につきまして、ご質問等がございましたらご発言願います。

(意見・質問等なし)

**【議長 品田刈羽村長】**

特段ないようですので、議決事項(2)の①規則の一部改正については原案のとおり決定し、②の令和7年度予算の補正については、通常総会に提出することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

**【議長 品田刈羽村長】**

異議なしと認め、原案のとおり通常総会へ提出します。

次に、議決事項の(3)『規則等の一部改正(案)について』事務局から説明をお願いします。

**【事務局 石井事務局長】**

3ページをご覧ください。

議決事項(3)『規則等の一部改正(案)について』です。

今回の改正は、①県の条例改正、②感染症関連業務の終了、③新会計設置に伴う改正です。

①県の条例等の改正に伴うものとして、県人事委員会勧告による給与条例等の改正に合わせた「職員給与規則」の改正と、県の旅費条例の改正に伴う「旅費規則」の他、旅費規則を準用する5つの規則等の改正を行うものです。

②感染症関連業務の終了に伴い、「風しん追加対策業務」及び「新型コロナウイルスワクチン接種業務」に関する事務局組織規則の改正・診療報酬審査支払特別会計での経理規則の削除を行うものです。

③第三者行為損害賠償求償事務特別会計の設置に伴い、これまで一般会計で経理していた事務費用を新設特別会計にて経理するため、保険者負担金の納入時期を9月から5月へ改める改正を行うものです。

以上が規則等の一部改正の内容です。ご審議をお願いいたします。

**【 議長 品田刈羽村長 】**

只今、事務局から説明のありました議決事項の(3)につきまして、ご質問等がございましたらご発言願います。

(意見・質問等なし)

**【 議長 品田刈羽村長 】**

特段ないようでありますので、議決事項の(3)『規則等の一部改正(案)について』につきまして、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

**【 議長 品田刈羽村長 】**

それでは異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

次に、議決事項(4)『令和7年度各会計歳入歳出予算の補正(案)について』事務局から説明をお願いします。

**【 事務局 石井事務局長 】**

続いて、議決事項(4)『令和7年度各会計歳入歳出予算の補正(案)』についてです。

一般会計を含む8会計12勘定で補正をお願いするもので、本日は主な増減項目に絞ってご説明します。

一般会計の第四次補正は、令和4～5年度に国保中央会へ支払った国保総合システム開発負担金の返還金処理に伴うもので、後期分は国保会計から一般会計を經由。その後、後期高齢者特別会計へ歳計現金を移動し、歳入・歳出で約830万円を補正するものとなっています。

診療報酬審査支払特別会計第三次補正の業務勘定では、先ほどの一般会計と同様、国保総合システム開発負担金の精算に伴い、国保中央会への負担金と相殺。中央会負担金の減による予備費増額により、補正額は0円です。

4ページをお開きください。

後期高齢者医療事業関係業務特別会計の第四次補正は、レセプト二次点検取り扱い件数の増による手数料収入の増、国保総合システム開発負担金の返還に伴う繰入金金の増、ICT積立資産積立金の増などが主な増額要因です。

また、診療報酬、公費負担医療などの支払勘定につきましては、伸び率の見込み違いにより補正をお願いするものです。

介護保険事業関係業務特別会計と障害者総合支援法関係業務等特別会計は、共に三次補正で業務勘定にて減価償却引当資産積立金の増に伴い、予備費を減額するものです。

特定健診・特定保健指導等事業特別会計第三次補正は、情報提供事業の取扱件数増による情報提供料の増、後期高齢者健康診査の見込み違いによる支払勘定の増による補正です。

役職員退職手当特別会計第二次補正は、預金利子として国債利息配当金の計上、他会計繰出金減と年度途中退職者による退職給付引当資産からの積立金繰入金金の増、退職手当金および退職金積立金の増額などを反映したものです。

以上が補正予算の主な内容です。ご審議をお願いいたします。

**【議長 品田刈羽村長】**

只今、事務局から説明のありました議決事項の(4)につきまして、ご質問等がございましたらご発言願います。

(意見・質問等なし)

**【議長 品田刈羽村長】**

特段ないようでありますので、議決事項の(4)『令和7年度各会計歳入歳出予算の補正(案)』につきまして、原案のとおり通常総会へ提出することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

【議長 品田刈羽村長】

異議なしと認め、原案のとおり通常総会に提出いたします。

次に、議決事項の(5)『令和8年度事業計画(案)について』、議決事項の(6)『令和8年度負担金及び手数料(案)について』、議決事項の(7)『令和8年度各会計歳入歳出予算(案)について』の3議題について、関連がございますので一括して事務局の説明を求めます。

【事務局 石井事務局長】

議決事項(5)『令和8年度事業計画(案)について』ご説明します

本会を取り巻く情勢として重要な2点をご説明します。まず、医療・介護DXの推進です。

予防接種事務のデジタル化は、改正予防接種法により関係事務等の国保連合会への委託が可能となり、本県では1市が先行実施市町村として令和9年3月から事業開始予定、本年5月までに本会と業務委託契約を締結する予定です。

母子保健DXは、厚生労働省より国保中央会がシステム構築を受託し、請求支払事務のデジタル化を進めています。

5ページをご覧ください。

介護情報基盤は、国が整備を進め、令和8年4月から運用開始予定です。

ケアプラン情報などのデータを活用した保険者支援策を、国保中央会及び各国保連合会で検討が進められています。

次に、審査支払業務改革です。

国の「規制改革実施計画」に基づき、令和3年3月に厚労省・支払基金・国保中央会で策定の「審査支払機能に関する改革工程表」に沿って、診療報酬の審査基準統一と国保総合システムの総合的・効果的な在り方に向けシステム更改が進められております。

国保総合システムの更改について、第1段階の整合性の実現とクラウド化は令和6年度に完了しました。第2段階の効率性の実現と審査支払領域の支払基金との共同利用は、当初令和8年度稼働予定でしたが、機能整理、開発財源の確保などの協議が整わず、調整が長期化している状況です。課題の解消に向け、令和7年9月12日付で厚生労働省・国保中央会・支払基金の三者連名による「審査支払システムの共同開発の基本方針」が策定。現在は、この基本方針に基づき、開発が進められております。なお、基本方針の内容につきましては、後ほど改めてご説明いたします。

これらの情勢を踏まえ、本会の「基本方針」は保険者共同体の責務、厳しい保険者財政を認識し、効率的・効果的な事業運営に努めること。

「医療・保健・介護・福祉」の総合専門機関として、保険者支援の充実と強化を図る。

多様化する業務に的確に対応し、「6つの重点事項」を掲げ、一層信頼される国保連合会を目指すこととしております。

以上の情勢、基本方針を踏まえた重点項目でのポイントは、

1つ目として、保険者の保健事業支援では、「KDB システム」や「医療費等分析 DB」を活用したデータ提供を積極的に行います。

2つ目として、共同事業の拡充・円滑な実施に向け、事務負担軽減や経費削減の観点から、保険者ニーズに応じた改善・強化を進めます。

3つ目の診療報酬明細書等の審査及び支払業務の充実・強化は、本会の一丁目一番地の業務であり、システムを最大限活用し、充実強化を行ってまいります。

続いて6ページをお開きください。

審査支払システムの共同開発の基本方針をご説明します。説明に入る前に、審査支払システムを簡単に説明します。

机上に配布しました事業ガイドをお手元にご用意いただき、24ページをお開きください。

下段の国保総合システム概念図でのピンク色の枠内が、国保総合システムです。

そのうち、左側の白い枠で示されている「レセプト電算処理システム(画面審査システム)」と「国保請求支払システム」を合わせて「審査支払システム」と呼びます。

このシステムは、医療機関・薬局からオンラインを介し医療費請求データを受け付け、国保・後期高齢者医療の審査を行います。審査後は、右側の2つの保険者サービス系システムで、資格点検や高額療養費の計算等を行います。これらの複数システムを総称し、国保総合システムと呼びます。

国保総合システムは、国保中央会が全国標準システムとして開発し、全国の国保連合会、市町村、国保組合で運用される重要な基幹システムです。

概要説明資料に戻りますが、審査支払システムの共同開発では4つの基本方針として、

1. システム共同開発の基本方針は、保険料を通じた国民負担軽減の観点から、クラウド共通サービスを活用して運用コストを削減し、支払基金との共通機能から共同開発・共同利用を開始する。

2. システムモダン化の方針は、最新技術を取り入れ、クラウドのマネージドサービスを活用するとともに、画面をWeb方式へ刷新する。

3. AI活用の方針は、支払基金で実施されているAIによるレセプト振分の検証を国保側でも早期に実施し、審査業務へのAI活用について調査・研究を進める。

4. 今後の調整は、厚労省・デジタル庁・支払基金・国保中央会で調整会議を開催し、厚労省が議長となり定期的に進捗確認するとしております。

なお、記載はありませんが、国保総合システムの全体更改は、令和13年1月に予定されています。

今後の見通しとして、この基本方針は、令和5年12月理事会で説明した「システム更改の考え方」と一部異なる点がございませぬ。粗い概算となりますが全体経費は、前回は約400億円、今回は約368億円と大きな差はなく、本会で必要な財源は確保済みです。

ただし、今後の物価上昇やSE人件費の高騰など、将来的なコスト増の可能性もあり、3年毎の手数料見直し方針は維持しつつ、当面は現行手数料の据え置きをお願いします。

続きまして、議決事項(6)『令和8年度 負担金・手数料(案)』についてご説明します。

総会議決を要する負担金・手数料は、令和7年度と同額でお願いするものです。

7ページをご覧ください。

議決事項(7)『令和8年度 各会計歳入歳出予算(案)について』ご説明します。(1)は「令和8年度当初予算(案)総括表」です。

本会会計は、一般会計と7つの特別会計と21勘定で構成され、一般会計は保険者からの負担金を財源とし、会務運営や保険者保健事業支援を行う会計です。

特別会計の業務勘定は、各保険者からの手数料を財源とし、事業の事務経費を賄うもので、手数料算定の根拠となります。

総括表下から3段目【合計①】(一般会計+特別会計業務勘定+役職員退職手当特別会計)は、約39億5,900万円、対前年度比約1億5,500万円減、3.8%減です。

【合計②】は保険者から納入頂き、そのまま医療機関、介護施設等へ診療報酬、介護給付費として支払う支払勘定の合計で、約8,282億5,600万円で、対前年度比約439億5,600万円増、5.6%増です。医療費・介護給付費の過去3年の伸び率を勘案、さらに、診療報酬+3.09%、介護報酬+2.03%の改定を見込んでいます。

【合計③】当初予算総額は約8,322億1,500万円で、対前年度比約438億5,600万円増、5.6%増となります。

8ページをお開きください。

令和8年度当初予算(案)の主な増減要因をご説明します。

まず1点目は、ICT積立資産の積立満了に伴う減額です。国保・後期特会で厚生労働省に届け出ていた積立計画が令和8年度で満了することから、積立金が減額となります。

この積立金は、事業計画で説明した工程表の第2段階、令和8年度のシステム更改に向けて準備していたものです。

2点目は、消費税納税額の約8,900万円の減は、令和7年度の概算納税額が高額であるための減額です。

3点目は、システム機器等の更改費用 約8,300万円の減は、令和7年度で機器更改が完了したことによるものです。

4点目は、繰越金約8,000万円の増で、令和7年度決算見込みによる増額です。

5点目、国保中央会負担金 約6,500万円の増は、国保総合・後期審査支払両システム等の運用負担金が増加したことによるものです。

以上が、令和8年度当初予算の主な増減要因です。

続いて、会計ごとの主な動きをご説明します。

一般会計の予算総額は約3億6,100万円で、前年度比13.6%減の主な要因は、国保被保険者数の減少に伴う負担金収入の減、収入減に伴う繰越金の減少、事務室返還に伴う事務室使用料の減です。

診療報酬審査支払特別会計の業務勘定いわゆる国保の会計でございますが、予算総額は約13億7,000万円で、前年度比4.5%減です。

主な要因は、被保険者数減少による審査支払手数料・共同電算処理手数料の減収消費税納税額の減、ICT積立資産の積立満了などです。

9ページをご覧ください。

後期高齢者医療事業関係業務特別会計業務勘定では、予算総額は約16億3,000万円で、前年度比4.8%増です。

主な要因は、被保険者数増加に伴う手数料収入の増、消費税納税額の減、国保中央会負担金の増、ICT積立資産の積立満了などです。

10ページをお開きください。

介護保険事業関係業務特別会計業務勘定の予算総額は、約3億5,300万円で、前年度比7.9%増です。審査支払件数は増加していますが、収支赤字によりICT積立ができない状況です。

障害者総合支援法関係業務等特別会計業務勘定の予算総額は、約8,700万円で、前年度比7.0%増です。審査支払件数の増加、国保中央会負担金の増額などにより、全体として増額となっています。

11ページをご覧ください。

特定健診・特定保健指導等事業特別会計業務勘定の予算総額は、約1億1,500万円で、前年度比57%減です。これは、システム機器の更改が令和7年度で終了したことによる大幅減額です。

第三者行為損害賠償求償事務特別会計業務勘定の予算総額は、約3,900万円で、前年度比46.1%増です。主な要因は、受益者負担金の増と、システム機器更改費の増です。

役職員退職手当特別会計の予算総額は、約97万円で、前年度比19.1%増。今後5年間の退職予定者数増に伴い、積立金を増額するものです。

詳細は理事会資料No.5をご参照ください。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

#### 【議長 品田刈羽村長】

只今、事務局から説明のありました3議題につきまして、ご質問等がございましたらご発言願います。

(意見・質問等なし)

**【 議長 品田刈羽村長 】**

特段ないようでありますので、議決事項の（５）から（７）の３議題につきまして、一括してお諮りいたします。

原案のとおり、通常総会に提出することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

**【 議長 品田刈羽村長 】**

それでは異議なしと認め、原案のとおり通常総会へ提出します。

次に、議決事項の（８）『表彰規程に基づく永年勤続表彰者の選考（案）について』、議決事項の（９）『第 159 回通常総会の開催日程（案）について』の２議題について、一括して事務局の説明をお願いします。

**【 事務局 石井事務局長 】**

12 ページをお開きください。

議決事項（８）『表彰規程に基づく永年勤続表彰者の選考（案）について』ご説明します。

本会表彰規程に基づき、満 10 年以上国民健康保険運営協議会委員として在籍し、功勞の顕著な方について、8 保険者から推薦のあった 11 名を表彰候補者としてお諮りするものです。

ご承認いただければ、2 月 27 日開催予定の第 159 回通常総会にて表彰を行います。

続きまして、議決事項（９）『第 159 回通常総会の開催日程について』です。

第 159 回通常総会は、2 月 27 日（金）13 時 30 分より、自治会館本館 201 会議室にて開催いたします。本日までご審議いただいた案件を総会に付議する予定です。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

**【 議長 品田刈羽村長 】**

只今、事務局から説明のありました 2 議題につきまして、ご質問等がございましたらご発言願います。

（意見・質問等なし）

**【 議長 品田刈羽村長 】**

特段ないようでありますので、議決事項の（８）（９）の 2 議題につきまして、一括してお諮りいたします。

原案のとおり、決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

**【 議長 品田刈羽村長 】**

異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

次に、報告事項に移ります。『特定健診・特定保健指導等費用決済業務における収支状況について』事務局の説明を求めます。

**【 事務局 石井事務局長 】**

最後になりますが、報告事項 『特定健診・特定保健指導等費用決済業務における収支状況について』ご説明します。

結論から申し上げますと、「特定健診等費用決済業務」は経常的な収支赤字となっており、主な要因は法定外である「新潟県独自システム」の取り扱いにございます。

この収支赤字の解消に向けた本会の取り組みと、ご報告についてご説明します。

現状は、「特定健診・特定保健指導等費用決済業務」および「新潟県独自分」主に39歳以下と、生活保護受給者等の健診の費用決済業務は、年平均約2,000万円の収支赤字となっています。

まず、新潟県独自分を説明します。

恐縮ですが、事業ガイドの23ページをお開きください。特定健診・特定保健指導事業を説明するページになります。

上段の本文5行目以降に記載のとおり、全国標準システムの対象外となる39歳以下の健診・生活保護受給者の健診・前立腺がん検査・肝炎ウイルス検査の単独実施分など法定外の対象者と検査項目分を処理するため、本会が独自システムを構築・運用しているものです。

特定健診等に係るデータ管理システムの全体概要にあります、緑色の枠の「新潟県独自システム」の部分になります。

「新潟県独自分」の取り扱いを行った至った経緯は、本県では昭和35年からがん検診、昭和44年から循環器検診を県医師会が中心となり実施され、昭和58年に県と県医師会が策定した実施要領による全県統一方式がスタートしております。

平成20年の特定健診・特定保健指導開始時には、この全県統一方式を継続する旨のご要望から、本会基幹会議にて承認され、全国標準システムとは別に本会にて「新潟県独自システム」を構築、運用し現在に至っています。

概要説明資料に戻ります。収支赤字の要因につきましては、「独自システムの機能が広範囲で運用費が高額である」と記載のとおり、当該システムが法定外の健診・検査の費用決済に加え、保険者ごとの会計区分に応じた請求書の振分け、検査項目別・支払区分別の処理など、他県では実施していない独自機能を有していることにあります。これらの追加機能により、開発費・運用費が高額となっている状況です。

標準システム費用の増加と手数料収入の不足につきましては、標準システムの国保中央会への開発負担金・機器更改費・保守費の増加に加え、特定健診受診率が国の目標を下回っているため、手数料収入が想定より不足、またコロナ禍による受診控えの影響も完全には回復していません。

13 ページをご覧ください。

赤字解消に向けた対策（案）として3つ記載しております。

①独自システムの機能縮小では、検査項目別・支払区分別の請求書振分け機能の廃止、39歳以下・生活保護受給者の健診費用決済の見直しなど、独自システムの機能縮小を検討します。これらについては、令和8年度に、保険者主管課と協議を進める予定です。

②外部委託内容の見直しでは、独自システムの機能縮小に合わせ、委託電算会社へのシステム運用費の削減を図ります。また、新潟県健康づくり財団への普及啓発事業等の委託内容も見直しを行います。

最後に③手数料の改定です。①②の見直しを実施し、必要がある場合は、手数料改定を検討します。現時点で具体的な内容は決まっておりません。

以上で説明を終わります。

**【 議長 品田刈羽村長 】**

只今、事務局から説明のありました報告事項につきまして、ご質問等がございましたらご発言願います。

(意見・質問等なし)

**【 議長 品田刈羽村長 】**

特段ないようでありますので、以上で『協議事項』『報告事項』の審議は終了となります。次に『その他』となりますが、事務局から1点連絡があるようであります。

**【 事務局 石井事務局長 】**

机上にお配りしました、「目で見える国保」でございますが、本県の国保の状況をデータでマップ化したものです。

昭和56年から作成しております。令和5年からはデータで各保険者様へ送付しております。なかなか理事の皆様目に触れることが無いかと思ひまして、今回机上に配布いたしました。後ほど、ご参照ください。

先程規則の改正で、旅費の規則の一部改正のご承認をいただきましたが、改正に伴いまして理事の皆様に影響がございますので、担当から説明をさせていただきます。

**【 事務局 今井事務局参事 】**

総務課長の今井と申します。よろしくお願ひいたします。

今ほどお配りいたしました資料をご覧ください。

『旅費規則の一部改正に伴う役員支給方法等の変更について』でございます。

先程ご承認いただきました本会の旅費規則の一部改正に伴いまして、役員の旅費支給額、そして、支給方法等が変更となるため、お知らせするものでございます。

主な改正・変更内容でございますが、下の表の上段には支払方法の1・2と記載がございます。

改正前は、会議の当日に現金にてお支払いしておりましたが、改正後につきましては、会議後の翌日以降に精算払い。旅行を依頼する際には、旅行日以降に口座振込へと変更させていただきたいと考えております。

支給金額でございますが、7. 宿泊費をご覧くださいますと、これまで14,800円を支給していたものが、改正後には実費ということで、国の別表に基づきまして各県ごとに上限が定められているものとなります。更には、添付資料として、支払証明資料というものも必要になってくるという変更になります。

9. 旅行雑費でございますが、これまで県内100km以上の場合は750円・県外ですと1,500円支給していたものが、廃止となります。

その他でございますが、支払方法を口座振込へ変更とさせていただくことに伴いまして、本年4月以降に旅費等の振込先口座を確認させていただきたいと考えておりますので、その際にはよろしくお願ひいたします。

以上で説明を終わります。

**【 議長 品田刈羽村長 】**

ご質問ありますでしょうか。

(意見・質問等なし)

**【 議長 品田刈羽村長 】**

特にないようですが、折角の機会でございますので、皆様から他に何かございましたらお願ひします。

(意見・質問等なし)

【 議長 品田刈羽村長 】

ないようでありますので、以上をもちまして、議事を終了いたします。

皆様のご協力により、本日提案いたしました案件すべてご承認いただきましたことに感謝申し上げます、議長の務めを終わらせていただきます。

大変、有難うございました。

閉 会


閉会 午後 3 時 10 分

ここに会議の顛末を録し署名いたします。

令和 8 年 5 月 7 日

議長 山田 宏夫 

令和 8 年 4 月 6 日

署名理事 滝沢 亮 

令和 8 年 4 月 21 日

署名理事 城戸 陽二 